



医政経発 0304 第5号
令和4年3月4日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の供給状況の調査について(調査協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第1号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)により実施した、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査の結果は、別紙の通りとなりましたのでお知らせいたします。調査にご協力いただきありがとうございました。

本調査の対象となっている成分規格は、昨年9月の供給量がおととし9月の供給量よりも5%以上増加しており成分規格全体として概ね需要を満たしているものと考えられること、また、今回公表した調査結果についてもあわせて勘案いただき、下記についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、同時に、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会に対しては、購入量の一定の目安を示した上で必要最低限の発注としていただくこと、同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

記

1. 12月通知に準じ、当該成分規格を製造販売する企業は出荷調整の解除に努めていただきたいこと。
2. 製造販売する医薬品を安定的に供給することは、一義的には製造販売企業の責務であることを踏まえ、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が供給状況等を確認することができるよう、12月通知及び1月通知に基づき、適宜、製造販売企業が製造販売する医薬品の供給状況について各社のウェブサイト等において公表し、その旨を業界団体に報告し、業界団体においてそれらの情報を取りまとめて提供いただくなど、適切な情報の公開をお願いしたいこと。
3. 引き続き、「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」(令和2年12月18日付け厚生労働省医政局経済課長通知)に従い必要な情報提供を行っていただきたいこと。
4. 引き続き、医薬品の安定供給に努めていただきたいこと。

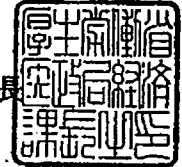


医政経発 0304 第6号

令和4年3月4日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしく願いいたします。

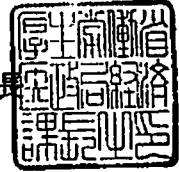
なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。



医政経発 0304 第6号
令和4年3月4日

公益社団法人 日本歯科医師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、「『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしく願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。



医政経発 0304 第6号

令和4年3月4日

公益社団法人 日本薬剤師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとめましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

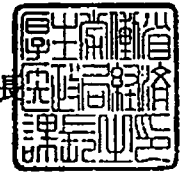
なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。



医政経発 0304 第6号
令和4年3月4日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、「『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)」の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)」の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしく願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

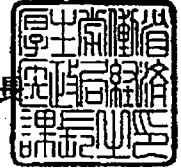


医政経発 0304 第6号

令和4年3月4日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしく願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

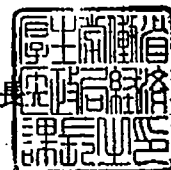


医政経発 0304 第6号

令和4年3月4日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとまりましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしく願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。



医政経発 0304 第6号

令和4年3月4日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関、薬局等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な購入について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第2号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知に基づき、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査を実施いたしました。その結果が取りまとめましたので、別紙の通りお知らせいたします。

製造販売企業には12月通知に基づく出荷調整の解除を通じた安定供給のための努力を継続して実施していただいているところですが、早期の安定供給に資するよう、医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けいただくこと

について、改めて、1月通知と同様に、ご協力とご配慮をいただきたく貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対しては、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

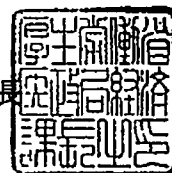


医政経発 0304 第7号

令和4年3月4日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

『「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る医薬品の適切な流通について(協力依頼)』(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知により実施した、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査の結果は、別紙の通りとなりましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、流通担当事業者として、引き続き、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等、医薬品の安定供給及び円滑な流通にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会に対しては、購入量の一定の目安を示した上で必要最低限の発注としていただくこと、同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただくことについて、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

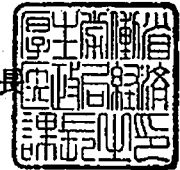


医政経発 0304 第7号

令和4年3月4日

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な流通について(協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知により実施した、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査の結果は、別紙の通りとなりましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、流通担当事業者として、引き続き、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等、医薬品の安定供給及び円滑な流通にご協力いただきますよう会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対しては、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会に対しては、購入量の一定の目安を示した上で必要最低限の発注としていただくこと、同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただくことについて、1月通知に引き続き協力をお願いしていることを申し添えます。

